

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課)
(社会教育課)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、現在、令和4年2月21日付島教保第328号通知により実施しているところですが、「期間の終期」及び「練習試合等の実施」について下記のとおりとしますので、今後は本通知及び県教育委員会の県立学校運営ガイドラインに基づき感染症対策の徹底をお願いします。

また、「入学予定者の練習参加」についても記載しましたので、併せてご確認くださいませよう願いたします。

記

- 1 期 間 令和4年2月21日（月）から3月24日（木）まで
- 2 通常の活動 ※変更なし
- 3 練習試合等 原則として、県内外を問わず、練習試合・合同練習等、他校と交流する活動（以下、「練習試合等」という。）は禁止する。※平時から合同部活動を実施している場合は除く。ただし、3月31日までの間に、学校長が認める公式大会（下記4）に出場するチーム・個人に限り、大会に向けた練習試合等の実施を可能とする。
なお、実施にあたっては、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他校生（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。
- 4 大会等参加 ※変更なし（以下再掲）
大会・演奏会（以下「大会等」という。）への参加は、公式の大会等（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ可とする。特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、
 - (1) 主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
 - (2) 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
 - (3) 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
 - (4) 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
- 5 入学予定者の扱い 高校入学予定者の部活動の参加については、例年通り、所定の手続きを行った上で可能とする。
ただし、感染拡大防止の観点から、入学予定者が高校の部活動に参加した後に中学校の部活動に参加することを禁止する。なお、このことについては高校側から入学予定者に対し指導すること。
また、入学予定者の健康観察及び生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合等の対応（県教委への報告等）についても、在校生と同様に高校側が行うこと。
- 6 そ の 他 「大会等の入場者の考え方」については変更なし。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426

社会教育課 佐草 TEL0852-22-5427